



事業専従者や、パート・アルバイトを含む従業員の方へ、給与の支払いをしている事業主(源泉徴収義務者)は、源泉所得税及び復興特別所得税(以下、源泉税等)を徴収し、給与を支払った月の翌月10日までに従業員等に代わって、所轄の税務署に納付しなければなりません(原則)。

ただし、『源泉所得税の納期の特例に関する申請書』を提出している事業主は、7月10日までに1～6月分の源泉税等を納付する必要があります(特例)。

納付すべき源泉税等が0円の場合でも、納付書を提出する必要がありますので、下記の個別相談会にお越しいただくか、ご自身で所轄の税務署へ納付書を提出くださいますようお願いいたします。

なお、下半期の7～12月分の源泉税等の納付期限は、翌年の1月20日までとなっております。

## 令和6年分(上半期) 源泉所得税・復興税の 納付について

## 【源泉税等の個別相談会のお知らせ】

- 期 間：令和6年6月17日(月)～同年7月10日(水)  
時 間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分の中から30分毎の完全予約制で実施します。
- 持ち物：①令和6年分の源泉徴収簿  
②令和6年分の扶養控除等(異動)申告書  
③源泉所得税の納付書  
④令和5年分の上記①～③の控え  
⑤各人別控除事績簿(次のページ参照)
- ※上記①、②は必ず必要事項をご記入の上お持ちください。  
※②にマイナンバーの記載をお願い致します。  
※③がお手元にある場合は必ずご持参下さい。  
※10分以上遅れる場合はキャンセルとさせていただきます。



### ◆ご注意事項◆

- 上記の相談会は、原則源泉税や定額減税に係るご相談のみとさせていただきます。
- 上記期間(納付期限)後のご対応は致しかねますので、必ず期間内にお越しください。

### ◆重 要◆

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等(今月支給する給与や専従者給与及び賞与)につき、源泉徴収を行う際から定額減税に係る事務処理を行います。詳しくは、次のページをご覧ください。

## 令和6年分の確定申告書の提出方法のご案内 及び マイナンバーカード取得のお願い



確定申告期に皆様へご案内しておりますが、令和6年分の確定申告(令和7年1月以降提出分)から税務署の収受日付印の廃止及び事務センター化に伴い、紙媒体で確定申告書類等を提出される場合はご自身で税務署または事務センターへ提出していただきます。

青色申告特別控除の金額に関わらず、マイナンバーカードをお持ちで、かつ、パスワードがわかる方は、原則として本人送信によるe-Taxでの確定申告を推奨しております。

また当会では、青色申告特別控除65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカード」を使用した本人送信でe-Tax送信できる方のみご対応しており、マイナンバーカードをお持ちでない方(6文字以上の英数字パスワードをお忘れの方も含む)は、原則として青色申告特別控除65万円を適用できません(青色申告特別控除65万円の要件にはe-Tax以外にも要件があります。詳細は当会事務局または税務署へお尋ねください)。

上記65万円控除を希望される方は、必ず確定申告当日までにご用意くださいますようお願い申し上げます。

なお、収受日付印の廃止についての詳細は、右記の国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>



## 令和5年分確定申告期報告

相 談 件 数	1,911件
提 出 件 数	1,734件
電子申告提出件数	1,092件
青色コーナー入会者数	59名
3月末現在会員数	2,339名

役員・会員の皆様には、池上会館に於いての青色コーナーへの従事、税理士会の無料相談受付など、多大なるご協力をいただきました。大変にありがとうございました。



## 会費の口座振替のお知らせ

7月8日(月)は、第2期分(7月～9月分6,000円)の会費の口座振替日です。預金残高のご確認をお願いいたします。なお、退会等で口座振替の停止を希望される場合は、6月21日(金)までにお電話くださいますようお願いいたします。

※本年新たに青色コーナー(池上会館)でご入会された方は、第1期・第2期分(4月～9月分12,000円)がお振替となります。  
※口座振替用紙を未だ提出されていない方は、早急にご返送くださいますようお願い申し上げます。

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
Eメール: [aioiro-o@nifty.com](mailto:aioiro-o@nifty.com)

URL: <https://www.oomori-aioiro.org>  
※「おおもり青色便り」は、上記URLからもご覧いただけます。



予約制 事務局に申込み  
時 間 申込順で30分位

### 無料法律相談日

6月13日(木)  
6月27日(木)

### 保険の相談

ご希望の方は事務局迄

▶ 事務局からのお知らせ

当会 4 月号の会報について（配布遅延のお詫び）

当会報（おのり青色便り）については、当会の繁忙期にあたることから例年 4 月号を不発行としておりますが、上部団体の会報であるブルーリターン等の広告関係の書類を例年 4 月上旬に配布しております。

当会では、3 月 28 日に 4 月分の下記書類を配送業者へ渡しておりますが、この度配送業者の都合で配布が遅延している趣旨の連絡がありました。会員の皆様にはご不便ご迷惑をお掛けし申し訳ありませんでした。今後の対策として、6 月号の会報等から新たな配送業者へ変更しましたのでご報告いたします。

なお、下記書類を 4 月分として配布しています。

- ・ブルーリターン 4 月 5 月合同号
- ・自転車保険のご案内
- ・青色ドック開催のお知らせ
- ・スポーツクラブ ルネサンスのご案内

▶ 都税事務所からのお知らせ

固定資産税・都市計画税の 現所有者申告制度 について (23区内)

【現所有者申告制度とは?】

土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続人など新たな所有者（現所有者）となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。

【どんな申告が必要?】

◎申告の方法は?

現所有者となった方は、申告書と必要な添付書類を、土地・家屋が所在する区の都税事務所へご提出ください。

必要な添付書類とは、戸籍謄本や遺言書など、

- ①登記名義人の方が亡くなったことが分かる書類
- ②申告される方が現所有者であることが分かる書類
- ③申告される方の現住所が分かる書類です。

◎申告の期限は?

現所有者であることを知ってから3か月以内に申告してください。

【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなった場合は、早めの相続登記をご検討ください。登記の手続については、所管の法務局出張所（登記所）へお問い合わせください。なお、不動産登記簿の名義変更がお済みの場合、現所有者申告は不要です。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局HPをご覧ください。土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。



定額減税がスタートします

令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与等から定額減税を行うこととなります。このページでは、主に給与等の源泉徴収事務（所得税）に係る令和 6 年分定額減税の概要についてご案内します。したがって、個人事業主本人や複数の勤務先がある給与所得者及び年金受給者等については触れておりません。また、個人住民税（地方税）の定額減税や、控除しきれない場合の給付金に係わる事項につきましては、下記のQRコードからご覧いただくか、お住いの市区町村へお尋ねください。

1. 定額減税の概要

【定額減税の対象となる人】

令和 6 年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」）の適用を受けることができる人は、令和 6 年分所得税の納税者である居住者で、令和 6 年分の所得税に係わる合計所得金額が1,805 万円以下である人です。

【定額減税額】

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」）は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限る）→30,000円
- ② 同一生計配偶者※1 及び扶養親族※2（いずれも居住者に限る）→1 人につき30,000円
- ※1 本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が4 8 万円以下の者。
- ※2 所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16 歳未満の扶養親族も含む。

2. 給与の支払者の事務（給与所得者に対する定額減税）について

給与所得者に対する定額減税は、「扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」）を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、①令和 6 年 6 月 1 日以後に支払う給与等（賞与を含む。以下同様。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「月次減税事務」）と②年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「年調減税事務」）の 2 つの事務を行うこととなります。

3. 月次減税事務の手順

月次減税事務では、令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和 6 年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。なお、月次減税事務は次の手順で行います。

控除対象者の確認 ⇒ 各人別控除事績簿の作成 ⇒ 月次減税額の計算 ⇒ 給与等支払時の控除 ⇒ 控除後の事務

★「月次減税事務」の具体的な内容、及び「年調減税事務」は、ページの都合上割愛いたします。詳細は下記の「給与等の源泉徴収事務に係る令和 6 年分所得税の定額減税しかた」をご覧ください。下記の「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」までお尋ねください。

**Point**

- ・給与所得者が「扶養控除等申告書」に記載していない同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合、「令和 6 年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」を給与支払者に提出します。詳細は下記QRコードからご覧ください。
- ・下記の「給与等の源泉徴収事務に係る令和 6 年分所得税の定額減税しかた」内で、月次減税事務では「各人別控除事績簿」が紹介されていますが、「各人別控除事績簿」の作成及び様式は法定されたものではないことから、作成は義務ではなく、作成にあたっては適宜の様式で差し支えありません。

所得税		個人住民税	給付金等
国税庁HP		総務省HP	内閣官房HP
定額減税特設サイト	給与等の源泉徴収事務に係る 令和 6 年分所得税の定額減税しかた	個人住民税における 定額減税について	新たな経済に向けた 給付金・定額減税一体措置